

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示（選）

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

### 告示（選）

#### ●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年四月二日  
二三一、五一二

東京都選挙管理委員会

#### ●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年四月二日

東京都選挙管理委員会

一、五四六、九四七

#### ●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年四月二日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,361
中央区選挙区	49,985
港区選挙区	69,527
新宿区選挙区	91,269
文京区選挙区	62,440
台東区選挙区	59,138
墨田区選挙区	80,314
江東区選挙区	138,833
品川区選挙区	115,194
田黒区選挙区	78,801
大田区選挙区	171,188
世田谷区選挙区	196,369
渋谷区選挙区	64,168
中野区選挙区	94,735
杉並区選挙区	148,324
豊島区選挙区	76,650
北区選挙区	97,454
荒川区選挙区	58,063
板橋区選挙区	146,363
練馬区選挙区	170,589
足立区選挙区	162,472
葛飾区選挙区	128,077
江戶川区選挙区	159,677
八王子市選挙区	145,270
立川市選挙区	52,166
武蔵野市選挙区	41,402

三鷹市選挙区	52,999
青梅市選挙区	36,874
府中市選挙区	72,917
昭島市選挙区	31,995
町田市選挙区	120,361
小金井市選挙区	34,629
小平市選挙区	53,852
日野市選挙区	52,824
西東京市選挙区	57,183
西多摩選挙区	67,572
南多摩選挙区	67,759
北多摩第一選挙区	85,682
北多摩第二選挙区	57,507
北多摩第三選挙区	90,400
北多摩第四選挙区	53,641
島部選挙区	6,429

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

